

## 議院建設委員会議録第七号

七

昭和六十三年四月十二日(火曜日)  
午後三時五十九分開会

委員の異動

四月十一日  
辞任

上田耕一郎君

補欠選任  
内藤功君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

上田耕一郎君

牧君

功君

委員

村沢  
井上  
石井  
福田  
小川  
吉夫君  
要君  
達藤  
沓掛  
志村  
高橋  
服部  
赤桐  
太田  
仁一君  
孝君  
一二君  
宏一君  
安司君  
操君  
淳夫君  
富君  
茂君  
伊平君  
牧君國務大臣  
建設大臣  
政府委員  
建設大臣官房長  
建設省建設経済局長  
望月牧野伊藤青木内藤太田赤桐高橋服部赤桐志村高橋安司君操君淳夫君富君茂君伊平君  
國務大臣  
建設大臣  
政府委員  
建設大臣官房長  
建設省建設経済局長  
事務局側説明員  
員常任委員会専門  
荒木正治君  
警察庁刑事局搜査第一課長  
警察庁刑事局捜査第二課長  
総務庁行政監察局監察官  
公安部調査庁総務部長  
大蔵省理財局國有財産審査課長  
大蔵省銀行局保険部  
人税課長  
国税庁直税部法  
人税課長  
住宅金融公庫總裁  
河野正三君  
参考人  
本日の会議に付した案件  
○宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○参考人の出席要求に関する件  
○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言を願います。

○小川仁一君 法案に入ります前に、いろいろ土地取引、地上げ等の問題で殺人事件にまで発展をしている状況があります。そういうことを中心にお伺いを申し上げたいと思います。

四月に入つてから新聞報道によりますと、東京駅前の地上げをめぐる殺人事件、文京区内の旧学租財團の清華寮の事件等が報じられております。それで、宅建業法の第一条には、宅地建物取引業の健全な発達をうたっているわけですが、今回同法を改正するに当たって、このよう

に続発する事件、特に殺人事件にまで及んだという状況について大臣のまことにお考えをお聞きしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○國務大臣(越智伊平君) 御指摘の事件は異常な事件でありまして、地上げに絡んで殺人事件が発生したということは遺憾でございます。

建設省といたしましては、悪質な地上げの防止について強力に指導しているところであります。が、今後とも宅地建物取引業法の厳正な運営に努めるとともに、業界に対して厳正な指導を行い、その資質の向上を図つてまいりたい、かように思

う次第であります。

○小川仁一君 警察厅にお伺いしますが、東京駅

前の土地取引をめぐり本間企画の本間さんが殺されるといった事件が起きております。金融機関と地上げとのかかわり合い等について伺いたいのですが、この事件の金の流れ、いわゆる大手から下

の業界まで流れる金の流れというのは、きのうの読売夕刊に挙げられたような数字あるいは会社名その他大きな違いはないと思いませんけれども、状況について御説明を願いたいと思います。

○委員長(村沢牧君) 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案を議

○委員長(村沢牧君) 宅地建物取引業法及び積立

開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。  
昨十一日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補欠として内藤功君が選任されました。

○委員長(村沢牧君) 新聞報道されました被害者本間邦治氏が社長をしております本間企画、これは東京都知事の免許を持つております。また、殺人罪で逮捕されました佐々木保弘、これが役員をしておりました仁宝という会社、これも宅建業の免許を得ていていまして、これもまた東京都知事の免許でございます。

なお、この両社とも、建設業の許可の取得状況も調べてみましたがけれども、これはいずれも許可を受けておりません。

○小川仁一君 今警察厅の方で金の流れはまだ捜



道によれば、第一生命保険会社の社長がこの日本建設の取締役もしておられるというふうに書いてあります。これは事実かどうかを確認することができますか、この役職のことについては。

○説明員(阪田雅裕君) 個別の具体的な事案との関係での答弁をさせていただくことはいかがかと思うんですけれども、一般論として申し上げますれば、金融機関等がその融資等に関連しまして仮に社会的な批判を受けるというようなことがあつた場合に、これに對して社会的な責任を負うべきであるかどうか、またどうした形でこれを明らかにするかというようなことがあります。

それにつきましては、問題となつてゐる事柄の

事実關係あるいはその重要性、さらには事業の公共性といつたようなことを総合的に勘案して金融機関等がみずから責任において判断すべきもの、今先生が御指摘の点についてもそういう観点からとらえられるべきものというふうに思つております。

○小川仁一君 そうしますと、これだけの社会的

事件を引き起こした者を、これは刑事事件として起訴され判决でも下されない限りは具体的な中身があなたの方へ聞いても聞けない。指導方法についても、あるいはこういうことにはこうしょんいけないということになります。捜査關係がどう

ります。

○小川仁一君 そうしますと、これが社会的な事件を引き起こした者を、これは刑事事件として起訴され判决でも下されない限りは具体的な中

身があなたの方へ聞いても聞けない。指導方法についても、あるいはこういうことにはこうしょんいけないといつたようになります。捜査關係がどう

ります。

○説明員(阪田雅裕君) 個別企業の具体的な取引

に係る問題でございますので、一般的に公になつた事柄、例えばある事件が刑事あるいは民事の裁

判になつて、地裁、高裁あるいは最高裁等各段階

で判断をして明らかにされたような事柄、これに

つましても、あるいはこういうことにはこうしょんいけないといつたようになります。捜査關係がどう

ります。

○説明員(阪田雅裕君) 再三繰り返しまことに申しあげございませんけれども、殺人事件そのもの

つでも大蔵省のそでの下に隠れていればうまい汁を吸えるという状況があつたりしたんじゃ。ですから、改めて宿題としておきますから、こういう

いう措置をとるのか、あるいはどういう措置が現

にとられているか、それによって今後問題は起こ

らないかどうかといつたようなことは一般的に指導するということで、今後のむしろ再発の防止と

いうようなことに努めるべきものというふうに考

えております。

○小川仁一君 私はそんなこと聞いてないんだ

よ。短い時間でさうは早くやろうと思つていてから答えだけはつきりしてください。

警察あるいは裁判、そういうたよなものが終

了した時点では、この中身といふものについて、

大蔵省は例えば国会で質問したとき答弁できるのか、どこの段階でもできないのか、こういう段

階、時期をお聞きしているだけです。だから、ど

の段階で明らかにできるかといふことだけ明らかにしてください。

○説明員(阪田雅裕君) 個別企業の具体的な取引

に係る問題でございますので、一般的に公になつた事柄、例えばある事件が刑事あるいは民事の裁

判になつて、地裁、高裁あるいは最高裁等各段階

で判断をして明らかにされたような事柄、これに

つましても、あるいはこういうことにはこうしょんいけないといつたようになります。捜査關係がどう

ります。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○小川仁一君 事件の対象になつた清華寮、これ

は国有地の上に建つております。そして戦前の持

ち主であつた学租財團なるものはもうその存在が

なくなりまして、所有權あるいは管理者も不明確

な状況になつてゐるようであります。この経緯

につきましては、大蔵省から特に指導をしていただい

ます。

○説明員(川又新一郎君) ただいま小川委員の方

からお話をありましたとおりでございまして、本

地国有地は國が交換によつて戦前取得したもので

ございますが、取得のときに既に学租財團名義の

建物が上に建つておつたわけでございます。この

学租財團は、民法三十四条规定でございますが、

台湾にございました法人でございまして、我が國

が戦争におきまして敗戦となりましたのでその実

体を失つたものでございます。したがいまして、

現在この建物の所有權がどこに帰属するかといふ

のは明らかではございません。

○小川仁一君 非常に、何といひますか、ややこ

しいという表現が適切かどうか、所有權等も不明

な寮でございますが、こういうちょっと普通の人

では気がつかないようなところで起きた犯罪であ

ります。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

都内の不動産会社に対し、文京区所在の清華寮の

敷地の一部が近く被疑者らの会社に払い下げられ

るとの虚偽の話を持ちかけ、昭和六十一七年七月、

この不動産会社から売買手付金名下に小切手二

通、額面合計五千万円を騙取したといふもので、

この事案につきましては、本年四月七日被疑者二名を詐欺容疑で逮捕し、現在鋭意捜査

中でございます。

○説明員(阪田雅裕君) お尋ねの事案は、会社社長ら二名の被疑者が、

るだけに、公安調査庁に伺いますが、逮捕された西元は元公安調査庁の職員ということあります。が、在職中の仕事の内容、特に中国関係の情報等をとることに専念していたのかどうか。それからその場合の働いた状況、それから退職した理由、四十四年から五十二年までしか勤務しておりませんから。それについてお伺いします。

○説明員(緒方重威君) お尋ねの西元某につきましては、議員が御質問されたとおりでございまして、昭和四十四年の十月から五十二年の五月まで七年七ヵ月、関東公安調査局に勤務しております。退職後約十一年たつておるものでございます。

在職当時の職務内容を申し上げますと、過激派関係の調査をいたしておりました。したがいまして、議員がお尋ねの中国関係の調査はやつていたのかということをございますけれども、その関係については全く関与してございません。退職いたしましたのは今申し上げました五十二年の五月でございますが、退職理由は、本人の申し出によりまして退職しております。一身上の都合により今般退職したいという願い出がございましたので、退職を許したという経緯になつてござります。

○小川仁一君 過激派関係ね。

ただ、非常にこの事件を見ながら感ずることは、西元は日中文化交流会といふものの役員をしておる。しかも一緒に働いておる不動産会社名は中国センター。そして、この清華寮に住んでいる中国系と台湾系の二つの学生グループの団体の代表者の名前を使って、にせの売買契約書ですか、協定書をつくった。非常に中国とのかかわりが深い。そしてまた、二つの自治会の代表者の氏名、印鑑を使つたということは、この建物自体、その運営あるいは所有権問題等について非常に詳しく述べたとすることが言えるわけであります。公安調査庁にはいろいろな資料があるからほんの資料を見たかもしませんけれども、やはり何か在任中に得た資料でもつて終わつてから仕事をしているような感じがするんですが、こういうことにつ

いて公安調査庁の御見解を伺いたいと思います。

○説明員(緒方重威君) お答えいたします。

西元なる男がどのような手段を使って詐欺を働く道で知る限り以上の材料を持つております。今先生が言われたようなことが報道に出でおりましたので、恐らくそういうことをやつたのかなど、こう思つておるとござりますけれども、この清華寮自体につきまして、公安調査庁の立場を申し上げますと、議員も御案内のように、公安調査庁は破防法に基づく調査をやつておるわけでございます。破防法に関する事象に関しては調査をいたしておりますけれども、この清華寮につきましては破防法とは私どもは全く無縁の事柄であろうと思つておりますし、調査もいたしておりません。したがいまして、どのような引ききついで西元がそういつた権利関係であるとか、あるいはそこに住んでいる留学生、こういつた者の氏名を知つたのか、この辺のところにつきましては私ども全く見当がつかないというところが実情でございます。

なお、本人は五十二年の五月に退職後、私どもも新聞でそういう報道が出ておりましたので、関東局に何らかのつながりが退職後もあるのか、あるいはその他の公安庁の組織とつながりがあるのか、一応それなりの調査はいたしてみましたが、全く当庁には出入りしていないということでございます。

○小川仁一君 じや、一応西元の身分と行動については非常な疑問を持ちながら、きょうの質問はここで終わつておきます。

さて次に移りますが、この西元、外山に関して、第一勧銀から三十六億円の不正融資を受けた日進という会社がございますが、これは宅建業の免許交付を受けていますか。

○政府委員(望月薰雄君) この業者は宅建業の免許を受けておりません。いわゆる無免許業者でございます。

ている中国センターの方はどうですか。

○政府委員(望月薰雄君) 大変申しわけございませんですが、これはまだ十分私ども調査ができる限り地で地上げを行つた、これは宅建業法の違反です。こういう場合にはどのような措置をとつておられるか、お伺いしたいと思います。

○小川仁一君 日進という会社が宅建業の免許を受けないで地上げを行つた、これは宅建業法の違反です。こういう場合にはどのような措置をとつておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) いわゆる無免許業者の行為につきましては、あくまでも宅建業法の諸規定に根本的に違反するものでございますので、私どもこれについては必要に応じて告発等の手続をとることを関係行政機関に指示しているところでございます。

○小川仁一君 この日進というのが無免許であることを承知の上で、ある不動産会社が地上げを依頼したのですが、こういうような場合、地上げを依頼した不動産会社に対しての行政上あるいは刑事上の措置がとられるべきだと思いますが、どうでしょうか。また、この不動産会社に対してどのような行政上、刑事上の措置がとられたでしょうか。おわかりになつていただけたらお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) お尋ねの点に直接お答えできるほど掌握していないのでござりますけれども、一般的にそういう手段を使った行為といふものは、いわば宅建業法上不正不當の行為といふことで、業法に基づく指導監督・処分を行うという余地を持つております。くどいようですが、も、今の御指摘の件について担当行政庁がどこまでやつておるか、ちょっとと今つまびらかにいたしませんので、後ほどまた調べさせていただきま

す。

○小川仁一君 宅建業法違反というのは刑事案件にはならぬのでしょうか。

○政府委員(望月薰雄君) 先ほど申し上げましたように、無免許業などは当然宅建業法に基本的には反するところでございまして、必要に応じて告発等の措置も講ずるというものでございます。

なお、無免許業者を使うということ、その行為自体が、宅建業者が使つた場合にどうかということになりますと、これすなわち直ちにそれがいわゆる刑事事件になるというふうなものでは必ずしもないわけでございまして、必要に応じた監督、処分の対象になる、こう理解しておるところでございます。

○小川仁一君 これ以上この問題をやりませんけれども、殺人事件をやつた佐々木という人、これも仁宝という会社をやつておる。もともとは居酒屋チエーン店の人だつた。日進は防犯警備会社で無免許業者。地上げをすると一挙に何億という金が入る。一回でこれが入るというふうなうまみが不動産売買について回るわけです。したがつて、お互いにそこへ、砂糖に集まるアリみたいに先を争つて集まつておられるようですが、業者団体の審査を受け、宅建業の免許を持つ、あるいは団体に加盟している業者でさえも、何か我々国民から見ると不信感を抱きたくなるような状況が一面にあるわけでございます。

これは業界の発展あるいは消費者の保護という立場からも非常に嘆かわしい状態だと思いますが、これらの取り締まりあるいはその他について大臣これきつとやつていただけましょうか。

○國務大臣(越智伊平君) 今の免許制度、取引主任者制度、そういうことを含めまして、厳しくといいますか、厳正に行わないとならない、こういう趣旨から今度の改正法案を御提案申し上げておるような次第であります。でござりますから、この法の改正をお願いいたしますし、今後十分指導、取り締まりといいますか、厳正に進めてまいりたい、かようにも思う次第であります。

○小川仁一君 今のお話でありますが、今度は議題になつております宅建業法の一部改正に入つて具体的にお尋ねしてまいりますけれども、これはあくまでも技術的な改正でございます。宅建業法の目的に、宅地建物取引業の健全な発達を図ると、こうありますけれども、なかなかこれは大変なことのようです。今回の部分的な改正ではなく

に、不動産業界が機を正すような基本的な改正、あるいは物の考え方、思想的なものを含めたような改正、こういったようなものは大臣お考えになつておりますか。

○國務大臣(越智伊平君) 今の免許の問題でござりますけれども、先ほどお話をございましたように、非常に不信感を国民が持つておる業者も中にはいる、かように率直に思います。そういう点から今回改正の提案をいたしたような次第であります。

もう一点は、大手といいますか、非常に規模の大きいところと小さいのを分けたらどうかという御意見もありますし、また職業の自由の面からそ

のことはいけないぞというような意見もありますし、両論率直に言つてあるわけであります。でござりますから、ただいまのところでは、国民の皆

さんから信頼をされるような宅建業者をつくつていく、不良者は排除していく、こういう精神で提案をしておるような次第であります。

○小川仁一君 確かにそういうふうなお考へでつ

くられたたど思ひますけれども、業界の現状といふのはこれは一部の業者しかそういうことをやつていませんけれども、やっぱり国民の目から見ると、不思議といつたようなものがあつて、全体のイメージを悪くしておるんです。私は、ほんの一部の悪い者のために非常にこの業界が損をしているといいますが、それだけに悪い部分といふのは徹底的に摘出してしまつ必要がある、それを摘出してしまうと後安心感を国民に与えることができるというふうな感じがいたします。

そういうふうな意味で、今度は不動産業界の脱

税問題について伺います。

国税庁は昨年十月に、不動産業界の脱税について調査、摘発を行つたといいますが、その概要を御説明願いたい。

○説明員(貢手屋孝一君) お答え申し上げます。

最近の土地高騰を背景といたしまして不動産取引が大変活発になつてきておりますし、また過去

の税務調査におきましてもいろいろと不正事例が

見られますので、国税当局といたしましては、從来からこの不動産取引業者について重点的に調査を実施してきたわけでございます。今委員御指摘のございましたように、そういうことで鋭意取り組んできたわけでございますが、昨年の十月十六日に開議決定されました緊急土地対策要綱を受けまして、その十月に、地価高騰地域を管轄する東京それから関東信越、大阪、名古屋国税局を初めといたしまして各國税局に、土地取引に関するプロジェクトチームというものを設置いたしまして、從来以上に資料、情報の収集に努めて、課税上問題があると認められるものに対しましては、

局署が一体となつて重點的な調査を行うというこ

とで取り組んできてるわけでござります。

その状況でございますが、とりあえず昨年十二

月までの三ヶ月間について中間的に集計したところを申し上げますと、調査の過程で申告漏れ所得

があつたため更正あるいは決定等を行つた件数でございますが、全部で七百七十一件。このうち

故意に所得を脱漏していたものが四百四十三件でございまして、全体の六割弱ということでおこざります。それから、申告内容に問題があるといつたし

まして更正決定によりまして増加いたしました申

告漏れ所得金額でございますが、合計で三百四十七億円でござります。このうち故意に脱漏してい

たいわゆる不正所得金額でございますが、二百二十九億円。これによりまして増加しました追徴税額でございますが、合計で百七十四億円というこ

とでござります。

以上でござります。

○小川仁一君 国民の一般的認識は、まだまだ不

動産業界の脱税があるんじゃないかというふうな印

象があるようでござります。非常に残念なこと

だと思います。それは、よく新聞や何かで報道さ

れる土地転がしの手法あるいは大手業者がそれを

持つた空き地の利用、こういうふうな巧みな手段

で、建設業者といつても宅建業者、不動産業界

けなんで、今後とも実はこういう悪徳業者を徹底

的に摘発していただきたいと思うんです、国税庁に對して。どうですか、国税庁やる気ありますか。

○説明員(貢手屋孝一君) 先ほどお答えいたしましたように、不動産取引は大変活発でございましたよ。それで、私どもいたしましては、今後ともいろいろな資料、情報を収集いたしまして、課税問題があると認められる不動産取引業者に対しましては、

悪質な不正事例がたくさん見られるということでござりますので、私どもいたしましては、今後ともいろいろな資料、情報を収集いたしまして、課税の充実に努めてまいりたいと考えております。

○小川仁一君 ジヤ、国税庁関係は一応終わります。

具体的に、まず本法第一条、購入者等の利益の保護をうたつておりますが、第一に重視されることがこの購入者の利益の保護だと思います。したがつて、この法律及び関連法規の中で消費者保護の規定について御説明願いたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) お話のように、宅建業法はその大変大きな目的に消費者保護というものを持いておりますが、第一に重視されることがこの購入者の利益の保護だと思います。したがつて、この法律及び関連法規の中で消費者保護の規定について御説明願いたいと思います。

具体的に、まず本法第一条、購入者等の利益の保護をうたつておりますが、第一に重視されることがこの購入者の利益の保護だと思います。したがつて、この法律及び関連法規の中で消費者保護の規定について御説明願いたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) お話のように、宅建業法はその大変大きな目的に消費者保護というものを持いておりますが、第一に重視されることがこの購入者の利益の保護だと思います。したがつて、この法律及び関連法規の中で消費者保護の規定について御説明願いたいと思います。

○小川仁一君 消費者保護のうち幾つかの観点があるようでござります。非常に残念なことだと思います。それは、よく新聞や何かで報道さ

れたる土地転がしの手法あるいは大手業者がそれを持つた空き地の利用、こういうふうな巧みな手段で、建設業者といつても宅建業者、不動産業界

けなんで、今後とも実はこういう悪徳業者を徹底

か、お答えをいただければ結構でございます。

○政府委員(望月薰雄君) 先ほど申しましたように、一連の措置が法定化されているわけでござりますが、とりわけ、今回御提案申し上げ御審議いただいているので特筆させていただきたいのは、まず何よりも免許を与えるに当たりまして免許基準を厳しくしたいということです。先ほど来て出ていますようないわゆる悪質な不動産取引というものが目に余るというふうな御質問がありますが、中でも、そういった中でいわゆる暴力行為等を伴う地上げ行為、こういったことが時々新聞紙上等をときわしている。こういった状況の中で、こういう暴行罪等を犯した者については免許を与えないということがあります。またその関連で、取引主任者につきましては免許を与えないということがあります。またその資格試験だけ通れば、登録さえすれば営業今まで資格試験だけ通れば、登録さえすれば営業できたものについても二年間の実務経験を持つていただきたいというふうなことで、消費者の保護に本当に努めていきたい、こういう点がまず一点でございます。

それから第二には、手付金等に関する保全措置、こういったものを充実強化しているところでございます。

前後しますけれども、事業を開くに当たりましての営業保証金の額も、これは法律事項ではございませんけれども、引き上げたいというふうなことを考えておりまして、次第でござります。

さらにまた、消費者がいろいろと物件取引をお願いするに当たりまして、本当にその信頼にこだわるよう仲介、媒介事務をやっていただくといえるようになります。

このための一連の新しい制度を御提案させていただいているというふうなことで、私ども現在の制度の中で一步、二歩前進するための考え方であるつもりでございます。

○小川仁一君 次に、不動産業界の実態と宅地建物取引業界の実態について伺いたいのですが、法人企業統計で見ますと、不動産業の売上高は二十

流通近代化センターの推計によれば、中古住宅の流通戸数は六十三年には二十七万戸にもなると言われておりますが、建設省として把握しておられる宅地の流通、建物の流通の件数と取引額がござ

いましたら御説明願いたいと思います。  
○政府委員(望月薰雄君) 取引の動向でございま  
すが、建設省自身が取引件数あるいは取引流通量  
について周知、把握しているというような資料を

昭和六十一年におきます土地取引件数、売買についてのものでござりますけれども、これは約二百十五万件ということでござります。また、同じく建物では二十一万件、こういう数字になつております。

ちなみに、大蔵省の法人企業統計年報六十二年度によりますと、不動産業の売上高、これは法人だけで見た場合でございますが、二十三兆円という金額になつていてるところでございます。

○小川仁一君　これは、どこがそういうのをきちじこつ後流十をこらへる、はを張りを間違えるここ

人との色筋話をされるのは実質を調査するところになるんでしょうね。やっぱり行政機構としてはきちっとしたのがあつた方がいいのではないか、こう思います。

今不動産業の現実について加えて質問をしますと、不動産業に携わる業者には、デベロッパー、仲介、賃貸、管理といったような四つの形態が考えられます。このうち宅建業の免許が必要とする業種について、従業員数別、資本金別の事業所数

○政府委員(望月嘉雄君)　ただいま先生御指摘の  
ように、いわゆる不動産業といつた場合に、分譲、  
流通、そのほかに賃貸、管理、こういうふうに非  
常に幅広い分野になるわけでございますが、宅建  
業が対象にしています業種というのは分譲と流  
通、先生の御指摘のとおりでございます。その分  
譲と流通という分野についてのいわゆる宅建業の  
免許を持っているもの、これは十一万二千業者ご

ざいます。このうち個人業者が四万、三五・六%を占めておるという状況に相なつております。  
○小川仁一君 余り明確な数字じやないようです。

こういうふうな不動産業界の状態の中、かつて五十五年の改正のときには、例えば中古住宅の流通については、ここにおられる赤堀議員が、「もつと本格的に建設省自身が独自の調査を行つて、一本どのくらうあるんだ」ということを巴屋していな

○政府委員(望月兼雄君) 率直に申しまして、た  
くことは本当の意味における住宅政策を打ち出すこ  
とはできない」、こういう指摘をしておられます。  
こういうことに対しても建設省は、建設省が政策を  
展開する場合の基礎的な資料になる、不動産業  
界の基本調査を行つてみたい、こう答弁しておら  
れます、これがずっとやつておられますか。

だいま先生御指摘のように、不動産業の実態調査、実態掌握というものが十分でないということは私どもも残念ながら認めざるを得ない現状でございます。現在私ども毎年不動産業総合調査というのを実はやっておりまして、これで正確なデータを得るところ努力をしてるつもりでございます。

が、実はこの調査、現実はいわゆる抽出調査でございまして、一つの傾向を掌握するということが主になつてゐるというのが現状でございます。

そこで私ども、おっしゃるように、いわゆる不動産業者、とりわけ宅建業の免許を取った業者、これについて実態を正確に掌握したいということです、現在免許事務のOA化ということを推進して

いるところでございまして、実は六十三年度予算でもこのための予算をお認めいただきましたけれども、こういったOA化の事務を早急に進めたというふうに考えております。できれば六十三年

度、六十四年度という一年間で開発をいたしましたが、早急にこれを実用に入れることでもろもろのデータを一遍に集積したい、こういうふうに考えて準備をおさおさ怠りなくやっているところでござります。

いましたから、十年かかると何とか物になるでは  
やっぱり政策的に弱いような感じもいたします。  
仕事も多忙でございましょうが、基本政策、そし  
て皆さんがこれはやらなきやならないと考えられ  
たことはひとつ御苦労でも正確にやつていただき

たいものだと思います。

次に、総務庁行政監察局に伺いますが、行監は五十九年に宅地建物取引に関する行政監察を行っております。その報告書も出ております。その中

○説明員 松田隆利君 ただいま先生御指摘のよ  
で、「取引業界の現状」という項目がございます  
が、従業員規模別業者数、二つ目に資本金規模別  
業者数、三として業務内容別業者数、四、宅地建  
物取引業者の取引状況の特徴についてということ  
を述べておられますかが、簡潔に御報告願いたいと  
思ひます。

うに、昭和五十九年九月に宅地建物取引に関する行政監察の勧告を建設省等に実施いたしております。

下のものが九二・四%、法人業者の中資本金五百万円以下のものが六一・一%と、中小零細業者が多い。二点目に、業務内容について見ますと、

仲介・売買業が三五・二%、次いで仲介業のみが三一・四%で、合わせまして仲介業を主とするものが多い。それから三点目に、取引内容について見ますと、代理または媒介にかかります者が七

四・七%と最も多く、次いで売買が二五・一%となつております。それから物件別では建物が五三・八%と半数以上を占めております。

○小川仁一君 この報告によりますと、資本金五百万円以下の、しかも従業員数五人以下の業者が圧倒的に多いようでございます。建物の賃貸の代理または媒介が約半分を占めておりますから、中小というよりは零細。監察報告にあるように一業者の取引件数が平均して約四一・六件とすれば、

○政府委員(望月薰雄君) 御指摘のとおり、この不動産業界の実情というのは非常に零細性が高いというものが大変大きな特色と私どもも認識しておりますだけじゃとても商売ができないと思うんですねが、この点についてはどうでございましょうか。

るところでございまして、それだけにまた、先ほど来お話を出でていますよういろいろと業行政をめぐる問題も出でているという次第でございます。ただ、実態を見ますと、不動産業の経営の実情

は、こういう零細企業の場合、これは専業で必ずしも営んでいない、言うなれば兼業的形態が結構高い、こういったことがある次第でございまして、そういう意味で、これがすべて専業という数字で見た場合には先生御指摘のようになると思ひますけれども、挙げてこのことは兼業形態の業者が少なくないということを示しておるものと理

○小川仁一君 大体私もそうだと思いますが、兼業形態の宅建業者というものをどういうふうにごらんになりますか、その性格上。

○政府委員(望月薰雄君) 大変先生の御質問に一言で答えるべきであります。わざないなんですかねと言ふべきであります。

も、先ほど来申しておりますように、不動産業と  
いうものは非常に幅広い分野でありますだけに、  
専業が望ましいということも率直に言つて言いた  
いんですけども、なかなか言いにくいというふ  
うな現実もあるらうかと思ひます。

物を持つていればそういう業が開ける、またそういう業を開こうとする者が多いというふうなどこれらからしまして、これは専業でなければならぬということはなかなか言いにくいわけでございます。しかし、先ほど来ていてますような消費者保護、こういったことを考えますと、流通、分譲の部分につきましてはできるだけ専業化する中で健全な営業形態を確立していただきたい、こういうふうに考えている次第でござります。

○小川仁一君 中小業者の育成の方策、具体的に  
どんなことをしておられますか。  
○政府委員(望月薰雄君) やはり中小零細業者と  
いうものが数多く存在するという現実はこれは否  
定できないところでございまして、これらの業者  
ができるだけ健全な経営形態に移行できるようにな  
ることで、私ども基本的には協業化の道を指  
導しているところでございます。

が、これは無免許業者の排除を重視した御提案でござります。特に、宅建取引業者が行う業務をより適切に運営していただくこととのために、一定の様式に従つた従業者証明書を携帯させることでございまして、それを持つていない者については業務に従事させてはならないというふうにしておるわけござります。

がいかにして国民から信頼を得るかということにあるから、例えば最低でも業者団体が出すとか何かの方式をお考えになつた方がよりいいのではなか。  
それからもう一つは、こういうお仕事をなさる場合に必ず消費者の方に提示をする、こういうことをある程度義務づけないと、立派な名前で、大変ばらじいような肩書の名刺などを持つて、実

うな、いわゆる悪質な地上げ行為とそういうのを持  
に社会問題として重視しているという中で御提案  
させていただいているわけでございます。確かに  
暴行罪といった場合に、現実は今おっしゃつたよ  
うなケース、友達同士で飲んで騒いでというふう  
なケースも私もあり得るとは思いますけれども、  
これは希有な例として、私どもやつぱり一番ねら  
いたいことは、消費者保護の徹底のために、ある

○小川仁一君 次に、改正案によれば、暴力団が直接宅建業をすることは今回のこの改正で防げるかもしれない。こういうふうに感ずるんですが、よく考えてみるとこれだけではちょっと防げないんじゃないのか。例えば暴力団が背後にいる、しかし経営を支配している、こういう形も役員やなんかを全部かえればできるわけです。それだけじゃなくて、さつきの例を見ると、元公務員だつたり一般の市民なんかが非常に凶悪な形で土地取引をや

に消費者の方もまたそれを積極的に提示を求めるといった裏づけ、そういうた事實行為がないとならないかせつかくの制度も生きてまいりません。私どもは、こういつた制度を提案申し上げるからには、消費者の方もそういった従業者証明書の提示を求める、こういったことを大いにしていただきたいということの中で消費者保護が格段に推進される、こう理解しているところでございます。

○小川一二君 この証明書といふのは、撫帝の義

は二、三人しかいない営業マンが飛んで歩いているというふうな実態、そういうところからも不信感がきますので、この扱いについては強力な措置をお願いしたいと思いますが、いかがです。

○政府委員(望月兼雄君) 先生大変大事なことをおっしゃっていただいているわけでございますが、先ほど言つたようなことで当面はその事業者がどういうことにしていますけれども、用紙を準備し提供するのは、今先生のおっしゃつたような業

○小川仁一君 宅建業の免許を申請した人が刑法二百四条、二百六条、二百八条の罰金刑を受けた人だということをどんなふうにして確認するんですか。

○は平穏な取引を担保するために、こういった罪を犯した者については宅建業の入り口で食いとめさせていただきたい、こういった趣旨の御提案でございます。

土地転がしをしている、こういうことがあるわけですね。こういう状況を防ぐために、法第六十五条とか第六十六条といったようなものによって指示とか業務の停止をしておられると思いますが、免許取り消し処分、これはどの程度あるかおわかりでございましょうか。

務づけはわかりましたし、無免許業者の排除、悪質な行為の抑制というのがねらいだということをわかりましたが、この証明書をだれが発行するんですか。だれが認証するんですか。業者が個々で発行し、業者が認証するのであれば余り権威もなし、意味もなくなつてくる。実効を上げようとするとならば、この証明書の発行、認証といったよ

界団体といふものに大いに活躍していただきたい  
といふに考へてゐる次第でござります。な  
お、それからさらに一步進める点については今後  
引き続き私どもも勉強をさせていただきたいとい  
ふうに考へてゐる次第であります。

○小川仁一君 よりよい方法を考へていただきた  
いと考へます。

は、免許を与えます知事あるいは建設大臣、この立場で関係市町村に犯歴照会をさせていただいて確認したいというふうに考えております。

○政府委員(望月兼雄君)　先生に厳しい点を御指摘いただきたいたいわけですが、現在私どもも考えているのは、事業主、経営者が発行する、こういうふうな考え方であります。様式はちゃんと統一したものでこれは行政の方が示すわけでございましが、発行者自身は、何分とも従業者の数が膨大であるという現実の中で、今申しましたような事業主発行ということをやらしていただきたいとうふうに思つておる次第でございます。

○小川仁一君　五人以下の従業員を持つている会社もあるわけでござりますから、余り権威がない

その次に、いわゆる暴力行為を排除するという項がございます。罰金刑、五年の人たち、これはほとんど暴力行為でございますが、この暴力行為という点もなかなか中身がさまざまあります。傷害、傷害助成、暴行、凶器準備集合罪、脅迫、背任。友達同士で一杯飲んでいてやり合つてけがをさせてもこれは暴行罪になりまして罰金刑などを科されますけれども、暴力行為、暴行、罰金刑というものの、業者として認めない範囲というものに何かお考えがありますか、枠みたいなものが。

○政府委員(望月兼雄君) 今回、いわゆる傷害罪、暴行罪あるいは凶器準備集合罪が現実にどうあるかはともかくとして、要するに罰金刑対象の

になりますか。国会議員には立候補できるんです  
よね、起訴中でも執行猶予でも。宅建業者にはな  
れない。この辺明快な御答弁を願いたいと思いま  
す。

○政府委員(望月薰雄君) 宅建業法上の刑罰と免  
許の関係は、かねて刑が確定しているということ  
を前提にして組立てられている制度でございま  
すので、そういう意味では執行猶予といえどもや  
っぱり認めるわけにいかないというものでござい  
ます。また起訴中という者は、これはそういう意  
味で刑が確定しておりませんので、結果としてそ  
れが救われるということが瞬間的にあり得るわけ  
でござります。

○政府委員(望月兼雄君) 今回御提案申し上げて  
いる従業者証明制度の改善の内容でござります

い、信頼感がないものになつてしまふ心配があるんじやないかと思う。今大事なことは、宅建業界

罪を犯した者について厳しく規制していくこう、こういう考え方には、先ほど来ちょっと出ていますよ

○小川仁一君 私も、勤労者が一生に一度自分の給与の六倍も十倍ものお金を用意して大きな買い物

物をする、こういうところに悪徳業者が存在をし、そしてその人が非常につらい思いをするなど、ということは感情的には非常に許せない。また、まじめな業者の立場から見ても、そういう者ははいてもらいたくないと思うだろうと思います。しかし、刑の執行を終えた者、服役を終わつた者というのは、一般国民と同じに職業の選択の自由、資格取得の自由、免許取得の自由が存在するはずでございますが、これとのかわり、大変苦労しておられると思いますよ。だけれども、これは国民党はつきりと納得する理由がなければ免許をくれないというこの問題とを解説をしていただきたい、こう思います。

○政府委員(望月薰雄君) おっしゃるとおり、この問題は個人の基本的個人権なりあるいは営業の自由なりにかかる大事な問題との兼ね合いが大事だと認識しております。そういう意味で、こういう刑を受けた者にはいつまでも、極端に言えば永久に免許を与えないといふのは、これはもう憲法で認められた基本的個人権からしても許されない行政の行き過ぎであるはずでございまして、私どもとしては、そういう面で刑を終わった者については考えなきやならぬということは当然念頭にあります。一方で、今先生からお話をありましたように、本当に一生に一回か二回かの高額な物件を扱うという業であるといふ特性でございまが、そういった中で消費者保護の徹底あるいは信頼感を担保するということの具体的な措置として、言うなればぎりぎりのいわば期間として五年間というものを設定させていただいている次第でございます。

これはもう御案内だと思いますけれども、過去において、昭和五十五年であつたと思ひますけれども、從前三年であつたものを五年に、禁錮刑以上の方については認めないとすることを現行法上できておりますが、この期間を三年から五年に引

き延ばしたわけでございますが、今回その五年という期間を踏襲させていただきたいというふうに考へている次第でございます。

○小川仁一君 禁錮以上の刑に処された者と罰金刑とではかなり刑法上の性質の差があると思うんです。罰金刑でも五年以上の経過でしょう。この辺のところは基本的個人権に照らして問題がある、こういう感じがするんですが、その点についてもやつぱり理由を明快にしてもらわなきゃならぬ。

○政府委員(望月薰雄君) 今回御提案申し上げておるもの、およそ罰金刑一般じゃ実はないわけでございますが、傷害罪、暴行罪、こういったいわば、いずれも犯罪となれば反社会性が高いことは間違ひありませんけれども、とにかく正常な取引を担保するために絶対あつてはならない、こういふた観點から見ても暴行、傷害罪について私どもは罰金刑以上の者を免許しないようにといふうに考へている次第でございます。

先生おっしゃつてある法理論的な観點からの御質問には的確にお答えできないかもしませんけれども、私どもは、くどいようすすけれども、業の信頼性確保あるいは消費者保護の徹底、こういった観點からぜひこういつたものをお認めいただきたい、こう考へている次第でございます。

○小川仁一君 まだすつきりしませんが、ほかにこういったような業態、業種があるんですか。特に罰金について言つてください。

○政府委員(望月薰雄君) 罰金刑を受けた者について一定の期間免許等を与えないといふ法令としては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、あるいは抵当証券業の規制等に関する法律、これがございます。

なお、ついでございますが、禁止期間が五年間という期間、いわばちょっと長いなというお感じかとも思いますが、五年間といふ法令の実例としましては、証券取引法、証券投資信託法、商品取引所法、公共工事の前払保証事業に関する法律、こういったような立法例があるところであります。

○小川仁一君 性悪説に立つておられないと思うことは、その数も十分に備えていただきたいといふ意味で、これを直ちに実行いたしますといろいろと問題もあるということで、充足のために要する準備期間ということで三ヶ月間の経過期間を置かれていますから、五年というものを画一的にきっちり考へないで、いろいろな角度で物を見ていただきたいということ。

もう一つは、暴行といいますけれども、さつき言つたように暴力団的暴行と、何といいますか、単純暴行というと表現が悪いんですけど、単純暴行というのもありましたかな、とにかく何かの拍子にやつちましたといったような暴行とか傷害といふようなもの、それでもやっぱり罰金はきました。こういう点は、よく行政が一つの仕事をする中で状況酌量といいますか、配慮といいますか、そういうすべき点があれば私はまだ救われると思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(望月薰雄君) 実はこの点はもう先生には申し上げるまでもないと思いますが、私ども御提案申し上げているのは免許の基準でございまして、言つなれば機械的に適用せざるを得ないといふものであるわけでございます。したがいまして、先生のおっしゃつてある意味は本当に私どもよくわかりますが、現実は情状酌量的な裁量の幅というものが実は出でこない仕組みであるわけでございますので、何とか御理解いただきたいと思います。

大変多い過ぎかもしれませんけれども、何とかして不動産業界というものを、先ほど先生冒頭おつしやつたように、国民の信頼にこたえられるよう、業界としてもすばらしいものを持っていきたいという思いは、私ども十分込めさせていただいているつもりでございまして、そういう中で、何とか罰金刑以上のものについては五年間免許を与えないといつて今回の御提案の制度について理解賜りたいと思う次第でございます。

○小川仁一君 今度の改正では、案内所等における専任の取引主任者の設置義務が創設されることになりますが、この規定によりますと、この契約についてはいろいろと、条件を厳しくしているところでございまして、有効期間を三ヶ月とするということと同時に、一週間に一回以上は業務処理状況を依頼者に報告を義務づけるとかいうふうなことをやると同時に、業者にはまたさらにつけていわゆる不動産市場に情報をオーブンに提供していくだくという義務づけまでいたし

になつておりますが、経過措置として六ヶ月間は適用しないとされています。取引主任者が不足しているならともかく、三十五万人の人が登録しているという状況の中でこういう経過措置を置いている理由はどういうことですか。ちょっと納得できないような気がするんですが。

○政府委員(望月薰雄君) 今回の改正案によりまして専任主任者制度というものを充実するということは、その数も十分に備えていただきたいといふ意味で、これを直ちに実行いたしますといろいろと問題もあるということで、充足のために要する準備期間ということで三ヶ月間の経過期間を置かせていただいている次第でございます。

○小川仁一君 次に、新しく設けられる専属専任媒介契約制度についてお伺いしますが、一般媒介、専任媒介に加えて新たに専属専任媒介契約制度をつくったのは、これは業者サイドからの強い要望があつたのではないかと言われていますが、この制度について、どのような仕組みなり、なぜこういうものを設けたかということについて御説明願いたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) 御答弁申し上げます前に、私今三ヶ月といふうに申し上げましたけれども、六ヶ月の誤りですので、おわびして訂正させていただきます。

専属専任媒介制度でございますが、これは今業者のむしろメリットが多いといふ御趣旨の御質問でござりますけれども、私ども、これもまた業者のみならず消費者とともに利するものである、こういうふうに信じて提案しているところでござります。

この契約についてはいろいろと、条件を厳しくしているところでございまして、有効期間を三ヶ月とするということと同時に、一週間に一回以上は業務処理状況を依頼者に報告を義務づけるとかいうふうなことをやると同時に、業者にはまたさらにつけていわゆる不動産市場に情報をオーブンに提供していくだくという義務づけまでいたし

ているわけでございまして、業者のみならず、いわゆる依頼者に対しても信頼のできる流通市場に出すことによって満足のいく契約への道を模索したいというふうに考へておる次第でございます。

○小川仁一君 この専属専任媒介契約制度というのは、業者が一方的に有利になるんじやないかという懸念を持ちます。いわゆる抜きといった行為の防止のための導入であつても、善意の自己発見の取引を認めていないというのは問題にならないでしようか。また、物件を業者が長期にわたって押さえて売り主に希望価格での売買をあきらめさせるといつたような、そして自分に有利な買い取り、売買などの行為が行われる可能性があるんですが、こういつたようなものを防止する手段では講じてございます。

○政府委員(望月薰雄君) 今まで媒介契約制度がなかなか思うように普及しないということの中には、ただいま先生おつしやつたような事情が少なくとも見受けられる経過がございます。今回私も御提案申し上げておる専属専任媒介契約制度、これは本当に依頼を受けた業者がしっかりと業務に専念していくだく、そのための義務づけを行つておるといひまして、いわば基本的に消費者にどういうものでございまして、極端に言えば、まず消費者にどういう媒介契約でやつていただくということで道が開かれているわけでございます。

ただ、これから不動産市場というものを考えますと、今おつしやつたような業者が何となく懷に入れるといひましよか、オーブンに出さないということをできるだけ防止したいというふうに考へまして、広く不動産市場に出すことを義務づけながら公開の場での情報交換がなされて適切な契約が結ばれるよう、こういつたねらいで提案させていただいておる次第でございます。

○小川仁一君 次に、関連して流通機構の近代化

についてお伺いします。

総務厅にお聞きしますが、行政監察の報告書の中

で、不動産流通機構の運営上の問題点、こうい

う指摘があります。流通機構が十分に活用され

ていないというふうな所見のように伺いましたが、この点いかがでございましょうか。

○説明員(松田隆利君) お答え申し上げます。

昭和五十九年の行政監察の勧告におきまして、不動産流通機構の近代化というのを一つの柱にいたしております。当時不動産流通市場が急速に拡大いたしまして、それに対応いたしまして、取引の円滑化を図りますためにやはり客観的な価格が付されました物件に関する豊富な情報が不可欠でございます。そういう意味で、不動産流通機構の近代化につきまして調査をいたしたわけでございます。

不動産流通機構が十分に活用されていない理由を関係の団体等から聴取いたしました結果を調査報告に載せておりますが、それによりますと、物件を登録すると手数料収入が半減する、片手数料になるというのが一つの理由でございます。それから二点目には、会員の中には抜き行為、他業者が依頼主と直接取引をする、そういう不安がある。それから三点目には、基本的に流通機構それぞれ設立間もないものでございまして、会員の理解、協力が不足しているという意見がございました。勧告におきましては、先ほども話が出ておりましたが、専任媒介契約の活用を図るなど活性化対策を講じまして、この不動産流通機構が活用されていきますように指摘しているところでございます。

○小川仁一君 専属専任媒介契約制度というの

は、建設大臣が指定する優良な流通機構に加入す

ることが前提なようございますが、優良な流通

機構というのは一体どんなものか。また、現在自

主認定による認定流通機構や建設省の指定したそ

デル流通機構との関係は一体どうなるんでしょうか。

○政府委員(望月薰雄君) 不動産流通機構につきましては、私も昭和六十一年三月に基本設計を終了しまして以来この普及について周知徹底を図つておるわけでございまして、その中で、先生お耳に入つておるところでは、先ほど言つたように、零細業者と称する不動産流通標準情報システムというものを導入して導入しているわけでございますが、これを導入した流通機構を建設大臣がモデル流通機構として指定しているところでございます。現在までに、六十一年十月の東京都の流通センターを始めとしまして十の流通機構がレインズに準拠したシステムをスタートさせておるだいたいであります。私ども、これを基軸にして今後とも不動産流通市場の拡充というものにぜひ努めてまいりたいと考えておるところでござります。

○小川仁一君 今、レインズシステム、東京を例にとると、現在の加盟数は当該地域の宅建業者の二五%しか加盟しておりません。東京都宅地建物取引業協会の加盟数が三〇%でしかありません。このレインズ加盟が専属媒介契約が条件ということになると、多くの売り主、買い主というのは優良な流通機構の外に存在するという格好になると思つておられますか。

○政府委員(望月薰雄君) ただいま十の都府県で流通機構が整備され、レインズが動いているわけでございますが、正直に言つて、その普及状況はまだ全国に及んでいないという現実があります。私ども、何とか六十三年度、四年度で普及をほぼ全国に展開することによって、今回御審議賜っております改正法の施行の時期には十分間に合わせたい、こう思つております。

ただ、その中で、いわゆるレインズについていろいろと今先生がおつしやいましたけれども、いろいろの組織体があるのも現実でございまして、今後これを集約化する、できるだけ一元化するといふ方向のために関係業界の指導にも十分努めてまいりたいというふうに考へておる次第でございま

ます。

○小川仁一君 レインズ加盟は、F型の場合、この資料によりますと、規格に合ったファックスを入れ、しかもランニングコストを負担することになりますので、先ほど言つたように、零細業者が多い業界にとつては、実質的に零細業者を排除する結果になりはしないかと心配がありますが、いかがでござりますか。

○政府委員(望月薰雄君) レインズの利用コストと零細業者の関係の御指摘でございますが、これは正直のところ、各レインズそれぞれの実情は必ずしも同じじゃございません。東京の例を見ますると、東京レインズの場合では、端末のファクシミリのリース料が月五千円という状況でございまして、さらにそのほかに月々会費で三千円、それから通信費としてファックス一回当たり四十円とあります。私ども、これを基軸にして今後とも不動産流通市場の拡充というものにぜひ努めてまいりたいと考えておるところでござります。

○小川仁一君 それで設立間もないものでございまして、会員の方々におかれましては、このとおりですべてがいくかどうか、加盟業者数が増加するに伴いとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこのとおりでございます。

○政府委員(望月薰雄君) たゞ、この程度の御負担といふふうな実情になつております。そのほかファクシミリの紙代、こういったものが必要になるわけでござります。

○小川仁一君 私ども正直言つて、零細業者の方々におかれましては、このとおりでございますが、加盟業者数が増加するに伴いとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこのとおりでございます。

○政府委員(望月薰雄君) たゞ、この程度の御負担をお互いにやりとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこのとおりでございます。

○小川仁一君 たゞ、この程度の御負担をお互いにやりとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこのとおりでございます。

○政府委員(望月薰雄君) たゞ、この程度の御負担をお互いにやりとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこのとおりでございます。

○小川仁一君 たゞ、この程度の御負担をお互いにやりとりする中で営業活動を活性化していくことを考え方合せますと、まずはこの

ど申しました私どものサンプリング調査で見ますると、最近どうも平均取引価格が一件当たり二千四百万円というような数字が出ておりまして、十五年当時はこれが大体千五百万であつたわけでござりますので、相當に物件価格が上昇しておる、これが一点ございます。

それから、取引の保証の充実ということが大変大事な問題であるわけですが、手付金だけでなく中間金もやりとりされるということで、中間金相当額も担保する必要がある、こういうふうに考えておりますし、それからまた、現実に商業保証金が事故によつて還付されている状況を見てまいりますと、何とかこの辺を一千万程度に引き上げる必要があるというふうに考へている次第でござります。細かい積算を私どもそれなりにしてみておりますが、大体一千万ぐらいに引き上げますと、事故が起つた場合にそれの九割方は救済できる、こういう商業保証金になるというふうに考えている次第でございます。

○小川仁一君 業者の話を聞きますと、零細中小の人たちは大変厳しい金額だと言つています。先ほどのレインズシステムに入れる費用等を含めながらこの零細中小企業の負担能力というものを考えてやらなければ、大変業界自身また一肌脱ぐみたいな格好で動かざるを得ないというふうな形になつていく可能性を含みますだけに、こういう仕組みは安定的にやれるような配慮といふものを今後十分考へてほしいと思いますが、いかがでござりますか。

○政府委員(望月薰雄君) 中小零細業者のためには例の弁済業務保証金分担金という制度があることは先生も御案内のとおりでございまして、これは実は現行二十万円を六十万円に引き上げさせていただきたいと思っております。それであつても負担が重いという業者の方の中にはおろすかと思ひますけれども、何としても私ども、やっぱり業全體の信頼度を高めるということが個々の企業の発展にも結びつき営業のまた正常化を支えるものである、こういうふうな考え方方に立つておる、

ところでございまして、率直に言いまして、こういった分担金制度というのも中小零細業者の方に十二年ほどでござりますと、それは十分働くわけでござりますので、こういったことで何とか私どもの一連の措置の改善をぜひお願ひしたいというふうに考へているところでござります。

○小川仁一君

さらに、行政監察の結果、弁済保

証制度についての勧告を受けていたるところが、それに対してもうどうな措置をしたかお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(望月薰雄君) たしか五十九年に行政監察局から勧告をいたしたいた精神というのは今回私どもが御提案申し上げて、あるいは先ほど来申し上げてることに全く合つてゐるものというふうに考へておるわけでございまして、何とかこの営業保証金あるいは弁済業務保証金分担金、これを拡充することが行監勧告に沿つたものというふうに理解しておるところでございます。

○小川仁一君 次に、クリーリングオフの期間の問題ですが、これも参議院の建設委員会で、ここにおられる赤桐議員から、五日ぐらいでは無理じゃないですか。

○政府委員(望月薰雄君) 最近は大体年間一万二千件ぐらいの紛争が都道府県知事あるいは大臣のところに持ち込まれてゐるという状況でございます。振り返つてみると、昭和五十四、五年は三万件くらいあつたわけでござりますが、ほぼそれが半分以下になつております。ただ問題は、これが量が半分になつたということについての努力について私どもは大変評価しておるわけでござりますが、片方で先ほど来ておいますよう悪質な事例も見られるということで、いろいろとさらに緊張して指導してまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○小川仁一君 各都道府県を含めて苦情処理の相談の窓口の設置状況、まだ不足しているような感じがするんですが、どういう状態ですか。

○政府委員(望月薰雄君) 各都道府県段階の窓口は、言うまでもなく宅建業法の担当所管課とい

う考へてみた、買うか買まいか、やっぱり判をついてからまた考へておるというのが実態だと思いますが、利用者の中では、せめて十日ぐらいにもらひ得るんじゃないかな。消費者を考えてみると、そこへ行つてやつてみた、家へ帰つていろいろ考へてみた、買うか買まいか、やつぱり判をついてからまた考へておるというのが実態だと思いますが、利害の中では、せめて十日ぐらいにもらひ得るんじゃないかな。消費者保護といふ発想から

○政府委員(望月薰雄君) このクリーリングオフ制度というのは、先生には申し上げるまでもないと思いますけれども、言葉なれば、特殊な環境のもとで売買をするという、そういうのがめられたいただきたいと思っております。それであつても負担が重いという業者の方の中にはおろすかと思ひますけれども、何としても私ども、やっぱり業全體の信頼度を高めるということが個々の企業の発展にも結びつき営業のまた正常化を支えるものである、こういうふうな考え方方に立つておる、復させたいというねらいのもとでできている制度

○小川仁一君 消費者保護といふ観点から、重要事項の説明について伺いますが、総務庁の方で「契約に係る業務の適正化」という勧告を出しておられます。その勧告の重要な事項の説明に係る苦情紛争に関する部分について、簡潔に要点を御報告願いたいと思います。

○説明員(松田隆利君) 五十九年九月の勧告におきましては、先ほど申し上げました不動産流通機構の近代化と並びまして、もう一つの柱といつしまして取引の適正化ということを掲げてございまします。その一つに、宅建業法によりますと、重要事項につきまして取引主任による説明がなされなければならぬ、また重要事項の説明書交付の履行をしなければならないということになつておりますが、必ずしも実態を見ますと十分な説明、また励行がなされていないということがございまして、それが二点目に、やはり契約締結時にいろ

いろトラブルが生じます問題としまして、契約書面に、ローンをあつせんする、あるいは手持ち物件の売却、いわゆる下取りでござりますと、それに関する事項の取り扱いが必ずしも明記されていなくてトラブルが生ずるケースが多い、こういう度のいかんを問わず事前に十分に調査、慎重に調べていただくことが必要なわけでござります。

やつぱりお伺いしておきたいと思います。

この改正で部分的な安心感はあると思います。率直に言つて。しかし、何か技術的に小さいところ、細かいところだけに視点が集まっている。本当に基本的な土地問題、こういう問題に手がついでいる、こういう感じがするんです。もちろん土地問題というのはすぐれて政治課題でもござりますし、こここの委員会だけで物を決めるような状況のものではないとは思いますけれども、やはり主管大臣である建設大臣にかっしり取り組んでいただきなければ土地問題の解決その他が出てこない。そして悪質な業者というのは依然として存在する。さっき言つたような殺人事件などを見て、これは暴力団でも何でもない、一般市民がそういう状況をつくり出している。あるいは元公務員だつたりする。こういふことを考へるといふと、土地、金といったよなものに全てが存在するような物の考え方を生み出す社会体制といふにかなり根本的なメスを入れなきゃならない時期に来ていると思います。

こういうふうなことを含めて、大臣のかつりした御決意と高邁なお考へをお聞きしたいと思ひます。

今言つたように自分の事業に利用する、こういう点で非常に取り締まりが難しい。いろいろ複雑なわけであります。でございますけれども、ひとつ

今回の改正法をぜひともお認めいただいて、社会から信頼される、言いかえますと国民の保護、消費者の保護、こういう観点で進めてまいりたい、かのように思う次第であります。

何しろ東京都が異常高騰いたしましたのでいろ

いろの問題が起りまして、大変御心配をいただいておるわけでございますけれども、宅建業者については、この法の改正によってひとつ正常な形に引き戻していくべきだ。ごくわずかの人、先生も御指摘ございましたけれども、全体が悪いのでなくしてわざかの人が、わざかの業者が悪い、そのことが宅建業者の信頼というものを非常に損ねておるというふうに思ひますので、そういうことがないように努力をしていかたいと思います。

○委員長(村澤牧君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○小川仁一君 終わります。

ます。

住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、かねてより、国民大衆の住宅建設に必要な資金等を融通することにより、国民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりました。が、今後なお一層国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図っていくためには、現下の財政状況を考慮しつつ、改善措置を講ずることが必要であると考えられます。

この法律案は、以上の観点から、今国会に提出された昭和六十三年度予算案に盛り込まれている住宅金融公庫等の業務に係る貸付制度の改善のうち、特に法律改正を要する項目につきまして、住宅金融公庫法、北海道防寒住宅建設等促進法及び沖縄振興開発金融公庫法の改正を行おうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

第一に、近時における多様な居住形態に対応するとともに、特に高齢者の居住の安定を図ることを目的として、いわゆる親孝行ローン等を創設することとし、新たに、親族の居住の用に供するためみずから居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸し付けを行うこととしております。

第二に、既存ストップの有効利用を図りつつ、居住水準のより一層の向上を促進するため、住宅改良貸し付けの拡充を行うこととし、住宅改良貸し付けの貸付金額の限度を住宅の改良に要する費用の額の八割とするとともに、特別の割り増し貸付制度等を導入することといたしております。

第三に、これらの改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととしております。

1 この法律は、  
昭和六十三年四月一日から施行  
(施行期日)

附 則

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
(衆議院修正に係る条のみ)  
改正 小字及び  
は修正

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は二月九日)

一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

します。

○委員長(村澤牧君) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後五時五十三分散会

特に、地上げ屋とか土地転がし、こう言いますが、地上げにいたしましても、非常に難しいところは、初めから地上げとわかつておれば非常にいいんですけれども、どこかの事業所が自分のところが使用するよう言つて買ったような場合非常に難しい。また、免許を持つておる者がやつた場合、あるいは免許がない人が、免許のない業者が

改正する法律案を議題となりました。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。越智建設大臣。

○委員長(村澤牧君) ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行期日を「昭和六十三年四月一日」と提案しておりましたが、その期日を経過しましたので、衆議院におきまして「公布の日」に修正されておりますので、御報告いた

昭和六十三年四月二十三日印刷

昭和六十三年四月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W